

令和5年度第5回議会改革推進会議

- 1 日 時 令和6年2月16日（金）午前10時00分開会
午前10時42分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者 委員長 奥野詠子
委員 武田慎一、永森直人、川島 国、藤井大輔、
瀬川侑希、澤崎 豊、庄司昌弘、井加田まり、
火爪弘子、佐藤則寿

I T活用検討委員会委員長 大門良輔

4 協議の経過概要

奥野委員長 皆さんおそろいですので、ただいまから第5回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様にはお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは早速、協議事項に入って行きたいと思います。

協議事項1、手続のオンライン化への対応についてということで、まず富山県議会会議規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（柏議事課課長補佐） 富山県議会会議規則の一部改正について説明します。

資料には、右上にページ番号がふってあります。2ページ、資料1-1、2番の改正事項、今回の改正は、（1）会議時間の変更の柔軟化、（2）手続のオンライン化、（3）携行品の許可制から届出制への変更です。具体的には条文のほうで説明したいと思います。

3、今後のスケジュールにつきましては、議運で協議・確認の上、2月定例会の最終日に改正規則案を提出ということで考えております。

では、条文のほうですが、3ページ、富山県議会会議規則の一部

を改正する規則案の新旧対照表がございます。

前回の会議で、手続のオンライン化に係る部分については、前年度に委員会条例を改正した際にオンラインというような文言を使用したように、もっと分かりやすい表現に工夫できないかという御意見をいただきましたので、再検討した案を今回お示ししております。

真ん中の欄が改正案になります。

まず、第10条が会議時間の変更の柔軟化に係る規定、4ページに第109条、携行品の許可制から届出制への変更に係る規定がありますが、これらは説明を省略します。

そして、第130条、電子情報処理組織による通知の規定です。

これは、現行の130条を130条と131条として規定整備することになり、前回提示した全国議長会の標準会議規則から、かなりそぎ落とした形の案として今回お示しします。

第130条第1項が、議会に対して行われる通知について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるとするものです。

そして、この項で電子情報処理組織を使用する方法を、以下「オンライン手続」ということとして、後の条文でも分かりやすくなるよう工夫をしてみました。

第2項が、議会が行う通知について、オンライン手続によることができるとするもの。

第3項は、オンライン手続により行われた通知は、その通知を受ける者、相手方になりますが、その使用する電子計算機に記録がされたときに到達したものとみなすというもの。

第4項が、会議規則上、署名や記名押印を求める手続を備考欄に記載していますが、そういった手続をオンライン手続による場合は、議長が定めるものをもって代えることができるとするものです。

請願・陳情において電子申請サービスを利用する場合の手続に係

る規定の根拠となるものです。

5 ページに行きまして、第 5 項、これは対面による本人確認や、原本の確認、あとはオンライン手続によることが困難なもの、例えば、備考欄にも書いてありますが、連名による請願の提出等、こういったものについては適用しないというものです。

第 131 条が、議会等が作成、保存する文書については、電磁的記録について行うことができるというものです。

条文案については、現在、執行部法規担当と協議中ですので、ちょっと文言等の修正があるかもしれませんが、最終的には議案として提出しますので、今後、議運で最終的な形の案をお示しすることになりますので、よろしくお願いいたします。

会議規則の改正については以上です。

奥野委員長 この件について、御意見や御質問等何かございますでしょうか。

井加田委員 第 130 条の第 3 項ですが、ファイルへの記録がされたときに、当該者に到達したものとみなすとありますが、これは到達したかどうかを、どう確認するのかちょっと曖昧かなと。届きましたよと返信するのも変ですが、確かに届いていますよということが確認できるような仕組み、システムが必要なんじゃないかなと。条文だけ見ていると流れがどうなるのかなと、そんなふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

奥野委員長 これは確か、要はパソコンの受信フォルダに受信をしたことをもって到達するとみなすということでしたよね。

事務局（青柳議事課長） これにつきましては地方自治法にも同じ規定がありまして、同じ表現をとっております。

井加田委員 皆さんがそれで理解されるならよろしいんですけど、手続上ちょっとね、ここで齟齬が出てくることもあるのかなとそんなふうに思ったもので御指摘させていただきました。

奥野委員長 この条文については、以前に確認したんですけど、それ

を見ましたみたいな話ではなくて、パソコンにそれが届いた時点で届いたこととしますよという読み方だったと思いますので、これ以上書きようがなかったってということなんですね。

武田委員 貸与されたパソコンをいつも持っていないといけないみたいな話ですか。

井加田委員 ファイルに記録がされたときというのが、誰がいつどこのファイルに記録したときなのかなというそういうふうに思ったもので。

奥野委員長 メールを受信した時点と読み替えるということ。

井加田委員 別にすぐ受け取るとか電話じゃないので、もうここは持ち歩くとかそういう次元の話ではなくて。

奥野委員長 ほかに何かありますでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら会議規則の改正については、おおむね、このような方向で進めたいと思います。

今ほども事務局からお話がありましたとおり、もしかしたら執行部との調整の中で、多少修正する箇所が生じるかもしれませんが、その点については御一任いただきたいと思います。

また改めて確認をしておきますと、議案としての最終のものは、議会運営委員会にて、協議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に委員会条例の一部改正についてお願いいたします。

事務局（森議事課副主幹委員会係長） 委員会条例の一部改正について御説明します。

資料1—2、6ページを御覧ください。

1に提案の趣旨をお示ししています。

1段落目、会議規則と同様に、地方自治法の改正に鑑みまして、オンライン化に対応した規定整備を行うものです。

2段落目、またのところですが、オンライン委員会の規定を昨年

度整備済みですけれども、委員ではない議員、委員外議員についても、本県議会では議会運営委員会などでは出席を求めているところでもありますので、そうした委員外議員についてもオンライン出席を可能とする規定を追加します。

大きくこの2点の改正になります。

なお書きの補足ですが、委員会条例には常任委員会の所管部局の規定もありますので、今後の執行部の機構改革の内容によっては、常任委員会所管部局の改正を追加することになりますので補足しておきます。

2番は今回の改正事項です。(1)、(2)の2点になります。

先ほどの会議規則では、文書等によると規定されている通知について、それをオンライン手続で行うことができるという規定ぶりにしておりました。

委員会条例でも同様の対応を予定しますが、現行の委員会条例において文書によるという規定があるのは、(1)に太字でお示ししています公聴会の手続の部分のみであります。

該当する条文が2つあり、そちらの改正になります。

具体の条文のほうで御説明しますので、まずは8ページのほうから御覧ください。

左側の現行第20条、意見を述べようとする者の申出になっているところです。

現行では公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を委員会に申入れなければならないとしています。

真ん中の改正案では、この条項の後に、第2項を新設し、出席して意見を述べようとする者の申出も電子情報処理組織でも行えることとします。

なおこの電子情報処理組織という言葉ですが、先ほど説明した会議規則ではオンラインの手続とスパッと簡潔に記載していて括弧

内の定義もなかったところなんですけど、会議規則では地方自治法の規定に基づくということから、その点は地方自治法の規定のほうに委ねて記載していない案なんですけれども、この委員会条例に定める公聴会の手続については、地方自治法に具体の定めのないものですので、その法の規定を持ってきて、さらっと定義することができないんです。ですので、ここでは今のところ、このように括弧書きで、余り短くなっていませんが、定義を記載する案としています。

また会議規則同様に、現在執行部の法規部門にも相談中ですので、なるべく簡潔な書きぶりとはできないか協議を続けていこうと思っております。

次に第24条、現行は、公述人は代理人に意見を述べさせ又は文書で意見を提示することができないとしています。

公述人の意見陳述についてはそもそも文書でも行うことができないことになっています。

原則委員会の開会場所へ出頭の上、陳述いただくものという位置づけですので、改正案では、文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法ではできない、すなわち、オンラインでは文書同様にできないという規定にしたいと思います。

以上、公聴会の手続に関する改正です。

もう1つの改正事項、委員外議員のオンライン出席については、戻っていただいて、7ページを御覧ください。

現行の第10条の2は、昨年度整備したオンラインの方法による委員会の開会——オンライン委員会について規定整備をしたものです。

これに、第4項を新設しまして、第1項、やむを得ない事情がある場合にオンライン開会ができる、第2項、委員長の許可を得てオンライン出席するという規定を、第4項にありますように、委員でない議員であって会議規則に基づき、委員会が出席を求める委員に準用するという規定にいたします。

その前のページの概要資料にお戻りください。1番下3番の改正スケジュールです。

会議規則と同様に、3月7日、21日の議会運営委員会に条文案を諮った上で、本会議最終日に議員提案条例として提出し、採決いただきます。

お認めいただきましたら4月1日に施行予定です。

以上で委員会条例の改正の説明を終わります。

奥野委員長 この件について御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、先ほどと同様にもしかしたら修正する点等あるかもしれませんが、御一任のほどよろしくお願いします。

次に、請願・陳情の手続に関して事務局から説明をお願いします。
事務局(森議事課副主幹委員会係長) 今回の会議規則の規定整備で、オンライン手続が可能となる手続の1つが、議会に対する通知、請願・陳情です。

さきの12月14日の会議でオンライン化の方向性は決定していたいているところです。

現在、事務局で実際にオンラインによる提出とその受付ができるように準備を進めておりますので、その概要について御報告します。

9ページの資料1-3の図を御覧ください。

まず、陳情の手続の流れです。

従来は、署名または記名押印した書面を議会に郵送または持参により提出いただいているところです。これをオンライン、富山県電子申請サービスを使っていただいでパソコン等から提出できることにします。時間の制約もなく、移動コストもかからなくなります。

申請の前に、署名または記名押印に代わる措置として、電子申請サービス利用者登録を行っていただきます。簡易な本人確認をするということで決定していましたが、

図の利用者登録の下のほうに吹き出しでお示ししておりますが、

多くの電子申請手続で、国でも使っています。２段階認証となっております。

①②③の順に説明しますと、①氏名、メールアドレス、御自身で考えられたパスワードをまず登録いただきます。

②、①の登録をされることによって、これはシステムから自動で、登録されたメールアドレスに確認メールが送信されます。

③として、メールが届きましたら、確認メールに記載された本人確認専用のURLにアクセスいただきまして、御自身で登録されたパスワードを入力されますと確認処理がなされまして、本登録されます。

記載しておりませんが、そこでその方だけのIDが発行されます。

この手続後に、実際の陳情内容、紙でも記載すべき住所氏名、陳情の趣旨、項目等を入力して申請いただくこととなります。

次のページの図を御覧ください。お願いになります。

請願は県議会議員の紹介が必要で、従来は紹介議員の署名を、その証拠として求めています。オンラインの場合、電子申請サービスで複数署名をつけるという機能がないものですから、図にお示しした流れになります。

オンラインによる請願者は、紹介議員と面談やメールにより了承を得た上で、電子申請サービスに議員の氏名と了承を得た日を入力して申請します。利用者登録を先にしなければならないところは陳情と同じです。

この請願申請をシステムにより受け付けましたら、事務局が紹介議員として名前が挙がっている議員に確認をとることで、議員の署名等にかわる措置といたします。

11 ページに、現在作成中の電子申請サービスの入力フォームをお示ししています。

請願のみの例示ですが、陳情もほぼ同じ形で、県民の方がこの画面を見て入力されることとなります。

上から御説明しますと、画面コピーなので見にくいですが、赤字の下のほうから実際入力する枠があります。

(1) 提出先は、富山県議会議長のみ表示されることとなります。議長への提出であることを確認して送っていただきます。

(2) 請願の件名、(3) 団体・法人の場合はその名称、(4) 請願者の氏名、(5) 請願者の住所、(6) は必須ではないですが電話番号、(7) オンラインなので、連絡先としてはメールアドレスを必須で入力していただきます。

12 ページ、請願の内容ですが、取り留めもなく入力されても困りますので、(8) 背景等を含めた趣旨と、(9) 実際の請願項目を入力していただくように、欄を分けてみました。実際には、記載例のようなものをつくって、請願される方が分かりやすいようにしていきたいと思います。

(10) は紹介議員の氏名、複数の議員の紹介を受ける場合もあると思いますけれども、この欄をいくつ作っていいかというところもありますので、複数いる場合は、点で区切って、全員の氏名を入力していただくようにしています。

(11) 了承を得た年月日で、フォーマットの都合上、最終了承日を入力していただくこととします。

(12) は個人情報の取扱い、これは別途お諮りしまして、請願者の個人情報、住所や氏名、個人を特定できる情報は本人が希望しない場合は非公開と決まりましたので、ここで公開を希望する、しないの意思表示をしていただくことにします。

それから(13)、添付ファイルの部分ですが、請願・陳情にはよく経緯が分かるような参考資料をいろいろつけておられる場合がありますので、そちらは添付ファイルとしてつけていただくことにして、こちらで添付ファイルありなしを選んでいただきます。

(14) で提出者確認、不備がないことなどを確認していただいたらチェックいただき、ここで2行目に書いてありますが、記入事項

に不備がある場合、入力された紹介議員に確認がとれない場合、ただ議員の名前を書いて紹介を受けましたということは当然認められないので、その場合は受理されない場合があります、ということに記載しています。

これが、現在、準備している申請フォームになります。

13 ページが、実際、電子申請により申請された請願の内容を紙に出力したもののイメージです。

これは、県の電子申請サービスで出力されるフォーマットになっておりますので、フォントの大きさ等は選べないところです。

請願の審査に当たっては、現行は書面で提出された請願書の写しを各会派にお配りしているところですが、オンラインで出された場合はこの形で紙に出力したものをお配りすることになります。

陳情の場合も同様です。

以上、現在の準備状況ですけれども、今後さらに内容精査の上、また申請要領もはっきり定めて県民に示したほうがいいかと思えますので、要領も整備しまして、4月からオンライン手続がとれるようにしたいと考えております。

以上で今の準備状況の御報告を終わります。

奥野委員長 ありがとうございます。

この件について御質問等何かありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは次に、協議事項2に入ります。

令和5年度議会改革行動計画の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事務局（青柳議事課長） それでは資料2、14ページから16ページ、令和5年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について、主なものを御説明いたします。

左から項目、実施結果・検討結果、今後の方向性となっております。

1 番目、議会基本条例に基づく議会運営についてですが、1 番右の欄を御覧ください。今後の方向性ですが、議会基本条例制定、本会議の設置から6年が経過し、改革も一定程度軌道に乗った面もあるということで、本会議の在り方、進め方についても検討が必要ではないかと考えております。

また条例につきましては、十分な議論を重ねて制定されたものであると聞いておりまして、基本的に見直しは必要ないとは思いますが、現時点で1度点検してはどうかと提案するものでございます。

2 番目、住民との情報共有の推進についてですが、真ん中の欄ですが、まず、7月にTOYAMAジャーナル第3号を発行しまして、公民館、コミュニティーセンター、図書館等に約1万8,000部を配架したほか、デジタルブックを県議会ホームページにも掲載しました。

なおTOYAMAジャーナルにつきましては、次のページに記載しておりますが県内高校生に約3万2,000部を配布しております。

この欄の1番下に、4番目の丸ですが、今年度からより議会に関心を持ってもらう観点から、正副議長の主な活動をホームページに掲載し情報発信を行っております。

1番下の参考のところ、TOYAMAジャーナルにつきましては、日本地域情報コンテンツ大賞2023で優秀賞を受賞し、昨年度に続いて2年連続の受賞となっております。

右に行きまして、来年度に向けては、令和5年度の取組の検証を行いまして、県の広報媒体との連携強化を検討したいと考えております。

15ページに行きまして、3番目の主権者教育の推進と住民参加の取組でございます。

1つ目、TOYAMAジャーナルを配布したほか、2つ目、高等学校等での出前講座を3高校1大学で実施しました。生徒学生数は全体で600名近くになっております。

途中省略しまして1番下の丸ですが、委員会による意見交換会の実施として、地方創生産業委員会による富山大学芸術文化学部生との意見交換会を12月21日に実施しております。

右に行きまして、来年度も、TOYAMAジャーナルを県内の高校生に配付するとともに、高等学校での出前講座を計画的に実施します。

また、県選挙管理委員会が実施している出前授業との連携を検討するとともに、令和6年度は高校だけでなく、大学でも出前講座を実施予定です。

なお、全国議長会において作成予定の主権者教育用リーフレットなども活用していきたいと考えております。

4番目、新たな機能強化の取組、(1)議会におけるITの活用等でございます。

この2月定例会からペーパーレス会議システムを導入予定です。本日午後から説明会があるところでございます。

3月18日には、DX研修会を開催予定です。

このほか昨年度、条例改正を行ったオンライン委員会について、その実装化に向けまして、去る12月6日ですが、初めて議会運営委員会におきまして、オンラインで開催したというところでございます。

右に行きまして、引き続きタブレット端末や会議システム等を活用しまして、議員活動や議会運営の高度化、効率化が図られるよう、議会のデジタル化について検討するとともに、緊急時に備えたオンライン委員会の実装化を目指していきたいと考えております。

16ページに行きまして、(2)危機管理対応ということで、メーリングリストの送受信テストを8月31日に実施したほか、危機管理対応マニュアルに基づき、議場・傍聴席からの避難訓練を9月8日に実施しました。

右へ行きまして、この後、次長から補足で説明いたしますが、能

登半島地震時の対応を踏まえまして、議会における災害対応の問題等を検証し、富山県議会危機管理マニュアルの見直しや装備品の充実を検討したいと考えております。

また、メーリングリストの送受信テスト及び避難訓練を継続的に実施します。

(3) ハラスメントの防止でございますが、ハラスメント防止研修を9月4日に実施しております。右へ行きまして、本研修を継続的に実施していくこととするほか、全国議長会での「多様な人材が輝く議会のための懇談会」において取りまとめられる予定の報告書等も参考にしたいと考えております。

5、その他でございます。

(1) 個人情報の取扱いですが、議会が保有する個人情報の取扱いの見直し等ということで、政務活動費収支報告書等閲覧の際、住所・氏名の記載を求めないこととし、要綱を改正いたしました。

請願・陳情の提出者情報を原則非公開とし、文書等の会議資料の表記を見直し、2月定例会付託分から実施します。

先ほど説明があったとおりでございますが、住所は市町村まで、氏名は個人、法人、団体等と表記するということでございます。

右へ行きまして、議会傍聴者の住所・氏名の取扱いについては、引き続き検討するというので、全国議長会で、令和6年に標準傍聴規則を改正予定と聞いておりまして、これも踏まえまして、再度、検討したいと考えております。

(2) 議員の請負状況の公表ということで、規定を10月1日から施行しております。

最後、(3) 手続のオンライン化ということで、先ほども説明ありましたが、請願・陳情手続のオンライン化への対応ということで、県の電子申請サービスへの請願・陳情手続の登録を行います。

また、会議規則、委員会条例をこの2月定例会で改正予定です。
事務局（酒井事務局次長総務課長） それでは16ページ、4(2)危

機管理、能登半島地震への対応等について補足説明いたします。

まず議会の対応として、1月1日の発災後、県議会危機管理対応マニュアルに基づき安否確認を行うとともに、1月4日、各会派代表者会議を開催し、被災地議員を中心に収集されました被害情報を取りまとめて、対策本部長に緊急要望いたしました。

議員におかれては、SNSによる情報発信、避難所の支援など、おのおの御尽力いただきました。

反省点としては、まず、安否確認について、システムメールへの回答がなかったり、情報共有にあたり、メールのほか一部ファクスでの対応が必要だったことなど、連絡体制が十分ではなかったもので、今後は情報伝達訓練を継続実施するとともに、より効率的な伝達手段を検討したいと思います。

また、各会派代表者会議の開催については、マニュアル上は議運での協議、あるいは本会議を経て行うこととされておりますが、実際にはそんな暇もありませんので、今後、管理マニュアルをより現実的なものに見直したいと思います。

さらに、視察時にヘルメットを持参する者、あるいは執行部から借りる者などばらばらだったので、執行部に負担がかからないよう、富山県議会名の入ったヘルメット、長靴など装備したいと思います。

このほかに、発災直後、執行部にいろいろ問合せがあったと聞いております。初動期において、災害対策本部が災害対応に専念できるよう、議会としてより良い方法がないかということをもたえていきたいと思っております。

以上です。

奥野委員長 ただいま御報告いただいたものが今年度の実施結果・検討結果であります。

今後の方向性につきましては、新年度に策定する新たな行動計画にも関係いたしますので、それを踏まえて、皆さんから御質問や、御意見があれば伺いたいと思っております。

順に、会派ごとお伺いしていきたいと思います。

自民党さん何かございますか。

永森委員 特にありません。

奥野委員長 新令和会さん、何かございますか。

澤崎委員 特にありません。

奥野委員長 立憲民主党さん何かありますでしょうか。

井加田委員 今ほど事務局から最後に補足で説明があったことについては、検証も含めて、これは優先的にやるべきことだなどと思っておりますので、そのように対応していただければと思います。

奥野委員長 日本共産党さん何かございますか。

火爪委員 私も最後の災害対応なんですけど、1月4日に各会派代表者会議を議長に招集していただいて、議会の情報交換をやったのはとてもよかったと思います。

ただそのあとですね、それを続けなくてよかったのか、もう1、2回やってもよかったのではないかなというふうに思っています。

やっぱり私たち当局の災害対応の邪魔にならないようにということで、会派ごとや個別の働きかけはできるだけ控えるという姿勢で臨んでいたのが、今回は会派としてそれぞれ申入れもしなかったんですが、いつまで申入れを自粛するかとか、そういう気の遣い方にちょっと苦労しました。

会派ごとに働きかけることによって、邪魔にならないようにという配慮を引き続きどういう形でやればよかったのかなっていうのは悩ましいところでした。

4日の会議の続きをどうするのかという検討もあってもよかったのではないかなと、そこら辺も含めて、災害時の各会派議員の対応について検討が必要ではないかと思っております。

奥野委員長 公明党さん何かありますか。

佐藤委員 危機管理マニュアルの見直しを、またしっかりやっていけばどうかと思います。

奥野委員長　それでは、今いただいた御意見を踏まえて、これは引き続き、整理したいというふうに思います。

この整理の状況につきましては、また新年度に、この行動計画策定の会議、第1回会議でやる予定でありますので、そのときに、お示しさせていただくことになろうかと思えます。

事務局のほうも、今ほど、危機管理の方を最優先という御意見がありましたのでよろしく願いいたします。

それでは予定の議事はこれで終了でございます。

この際ほかに何か御意見等がありますでしょうか。

武田委員　火爪先生、今ほどおっしゃっていただいてありがとうございました。

例えば、第2回を2月にやってもいいなというふうに思っておりますし、日々、復興していくわけでありますから、そういった状態も、皆さん方からそれぞれ聞くことによって、これからの対策というのは決まっていくんじゃないかなと思えます。また、酒井次長から説明のあった、ヘルメットや長靴の装備については本当にありがたいなというふうに思っております。

その中で私ども今、作業服を貸与していただいておりますが、防災服を検討いただけないかと、例えば、背中に富山県議会と入ったもの、また、寒い時期の防寒具も検討いただけないかということと、あともう1つですが、暑い時期の視察ということで、時代背景として軽装が流行ってきているというか、ポロシャツを1つ作っていただけないかというようなことであります。

それも全部富山県議会と書いていただくようお願いしたいなということでございます。よろしく願いします。

事務局（山崎局長）　この件に関しましては、貸与の在り方が非常に話題になっておりますので、こういった点も含めて検討させていただきたいと思えます。

奥野委員長　ほかに何かありますでしょうか。

永森委員 関連ですが、必要な人だけが買うというのでもいいと思うんですが、例えばポロシャツだけとか。

事務局（山崎局長） 消防議連など議員のグループの中で、ポロシャツを作られたという例はあると思いますので、そういうやり方と議会全体で作成が必要なものというものを分けて議論させていただければと思います。

例えば夏の作業服、防災服、冬の防寒具ということになりますと、それなりの費用もかかります。

今、当面として考えておりますのは、メッシュ型のベストみたいなもの、富山県議会と入った共用できるものを作るとかですね、そうすると、それほど費用もかかりませんので、自分の防寒具や作業服の上にそのベストを羽織るという使い方ができますので、全部買うかどうかも含めて、また御相談させていただきたいと思います。

澤崎委員 会派でも一度その話をしておりまして、費用は議員が個人負担して、統一感のあるイメージのものを作るのが1番なのかね、なんていうふうなことも言っておりますので、また参考にしてください。

奥野委員長 貸与の在り方も難しいという話もありましたので、貸与にするか、購入するかということも含めてちょっと整理をして、県として統一した対応で、また整理いただければと思います。

何かほかの意見はありますか。よろしいですか。

それでは、これもちまして、第5回の会議を閉会したいと思います。

なお、このあと本年度の議会改革推進会議での取組実績や、検討結果につきまして、私から議長へ報告をしたいと思います。

その後、11時30分から議長応接室で議会改革の取組の所管も含めて、議長と記者会見を予定しておりますので、皆様には御理解いただきたいと思います。

また最後になりますが、皆様には昨年6月28日の第1回会議以

来、いろんな細かいものも含めて大変熱心に御議論をいただいたことに関しまして、感謝を申し上げます。

また今年度の行動計画に基づく取組に関しましても御協力をいただきましてありがとうございました。

改めて皆様に感謝を申し上げます、閉会としたいと思います。ありがとうございました。